

入 札 説 明 書

件 名

福井ダム管理用発電所余剰電力売払

1. 入札説明書
2. 入札参加資格確認申請書
3. 仕様書等に関する質問書
4. 入札書・委任状
5. 仕様書・発電実績
6. 契約書(案)

令和6年11月12日公告
徳島県南部総合県民局県土整備部(阿南)

入札説明書

この入札説明書は、本件売払に関し、関係法令及び本件売払に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 物件名

福井ダム管理用発電所余剰電力売払

(2) 売払対象及び売払予定数量

福井ダム管理用発電所において発生した電力のうち所内用電力を除く電力（以下「余剰電力」という。）の全部を売り払うものである。

余剰電力発生見込み量 約264,000kWh

なお、売払予定数量は令和7年度の売払量を保証するものではない。

また、非化石価値は売払対象電力に含まれる。

(3) 契約締結予定年月日

令和6年12月20日

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日24時00分まで

（電力の受給開始は、令和7年4月1日0時00分からとする。）

(5) 売払場所

徳島県阿南市福井町鉦打

福井ダム管理用発電所

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、①から⑦までに掲げる事項の全てに該当する者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。

③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑦ 売払開始日から受給をすることが可能である者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②に定める資格を有していない者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」(様式第1号。管財課において配布している様式又は徳島県ホームページからダウンロードした様式を使用すること。)に必要書類を添付して、入札に参加する入札公告の写し又は入札説明書と合わせて、令和6年12月2日午後5時までに、次に示す提出場所へ提出し、登録を受けなければならない。(この入札に参加する旨を必ず伝えておくこと。申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

所属名 徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付について

(1) 交付期間

入札公告日から令和6年12月2日(月曜日)午後5時まで

(2) 交付場所

徳島県ホームページ

4 入札参加資格確認申請書等

この入札に参加しようとする者は、次の(1)～(5)に定めるところにより、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

① 入札参加資格確認申請書(別記様式①)

② 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

③ 商業登記における登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたものとする。)

(2) 提出期間及び提出方法

① 提出期限

令和6年12月2日(月曜日) 午後5時(必着)

② 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。

(3) 提出場所

郵便番号 774-0030

徳島県阿南市富岡町あ王谷46

徳島県南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎>企画担当

(4) 提出部数

1部とする。

(5) 入札参加資格の確認及び確認結果の通知

- ① 提出期間内に提出書類を提出しない者又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格が認められない者は、入札に参加することができない。
- ② 入札参加資格の確認にあたり提出された書類の返却はしない。
- ③ 入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認申請書を提出した全ての者へ通知する。

5 問合せについて

問合せについては、「仕様書等に関する質問書」(別記様式②)を使用してファクシミリ又は電子メールにより提出するものとし、送信後に電話により受信について確認すること。

(1) この入札(仕様・業務内容に関するものを除く。)の問合せ先

徳島県南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎>企画担当

電話番号 0884-24-4213

ファクシミリ番号 0884-24-4654

電子メールアドレス nanbu_ks_a@pref.tokushima.lg.jp

(2) 仕様・業務内容についての問合せ先

徳島県南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎>施設管理担当

電話番号 0884-24-4231

ファクシミリ番号 0884-24-4654

電子メールアドレス nanbu_ks_a@pref.tokushima.lg.jp

(3) 問合せの受付期限

令和6年11月27日(水曜日)午後5時

期限以降の問い合わせには返答できない場合がある。

6 入札手続等について

(1) 入札及び開札執行の日時、場所及び入札書の提出方法

① 日時

令和6年12月16日(月曜日)午前10時00分

② 場所

徳島県阿南市富岡町あ王谷46

徳島県南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎> 別館1階 入札室

③ 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は書留郵便とし、提出期間に必着のこと。また、二重封筒とし、入札書を内封筒に入れて厳封の上、当該内封筒及び外封筒の両方に氏名(法人等にあつては、法人等の名称)を記載し、「福井ダム管理用発電所余剰電力売払 入札書」と朱書きすること。

ア 郵送による入札書の提出期限

令和6年12月13日(金曜日)午後5時(必着)

イ 宛先

上記「4の(3)提出場所」と同じ。

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

非化石価値を含む余剰電力「1kWh当たりの売払単価」で行う。なお、発電側課金については徳島県が負担するため、入札価格の算定当たっては、発電側課金を考慮しないこと。

② 入札書の作成

入札書は、所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字は全て「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、非化石価値を含む余剰電力「1kWh当たりの売払単価」を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第二位未満を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。ただし、消費税については売払の際に上乘せするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった売払希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名を明確に記載すること。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の担当から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、当該入札参加者の代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人等にあつては当該法人等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人等にあつては当該法人等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③ 再度入札

ア 開札の結果、予定価格以上の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

イ 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、1回とする。

ウ 最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加することができる。ただし、郵便入札があり全員が揃わない場合は、契約担当者が別に再入札日を指定する。

(3) 入札保証金

免除

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 2に規定する入札参加資格のない者のした入札
- ② 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて、封書の表面に「福井ダム管理用発電所余剰電力売払 入札書」の朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札
- ③ 記名のない入札
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」の記載のないもの、又は記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 開札

この入札の開札は、入札参加者及びその代理人の立会いのもとで行うものとする。ただし、郵便による入札を行った者については、立会いを要しないものとする。

(6) 落札決定

有効な入札書を提出し、かつ、4の提出書類の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物件を買い受けることができると認めた者であつて、予定価格以上で最高の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約に関する事務を担当する機関

徳島県阿南市富岡町あ王谷46

徳島県南部総合県民局県土整備部＜阿南庁舎＞ 企画担当

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

落札者が、落札決定時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。落札者が、落札決定後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、

契約を締結しないこととする。

また、これらの措置が契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 提出書類一覧

(1) 入札参加資格確認申請書等提出時

- ① 入札参加資格確認申請書（別記様式①） 1 通
- ② 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し 1 通
- ③ 商業登記における登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたものとする。） 1 通

(2) 入札書提出時

- ① 入札書 1 通
入札書は、封筒に入れ「福井ダム管理用発電所余剰電力売却 入札書」と記載すること。
- ② 委任状（代理人が入札する場合） 1 通
- ③ 入札参加者又はその代理人の身分証明書（入札書を持参する場合のみ）
入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは入札への参加を認めない。
- ④ 入札書作成責任者の連絡先を示した書類（入札書を郵送する場合のみ） 1 部
入札書作成責任者の氏名、電話番号が分かる書類。様式は不問で、名刺等でも構わない。この書類は入札書を封入する内封筒には入れないこと。また、開札執行日時の1時間前後は、電話等で連絡をとることのできる体制を整えておくこと。

入札書を持参する場合は、入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、封筒に封をせずに持参すること。

入札書を郵送する場合は、6の（1）の③の提出方法を遵守すること。

※入札書又は委任状の原稿を電子データ（エクセル形式）で作成する場合は、この入札公告ホームページに添付しているエクセルファイル「入札書／委任状」中のものを使用できる。
なお、ファイル内の記載例の注意事項を参考に、入札が無効とならないよう注意すること。

(3) 再度入札時

入札書及び封筒の予備

入札書についてはコピー等を行って再度入札に備えること。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつては、その旨了解の上入札すること。

(別記様式①)

令和 年 月 日

入札参加資格確認申請書

徳島県南部総合県民局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和6年11月12日付けで入札公告された「福井ダム管理用発電所余剰電力売払」に係る入札に参加する者に必要な資格の確認について、証明書類を添えて申請します。

なお、現時点において、当該入札に係る「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを誓約します。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
3. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

添付書類

1. 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
2. 商業登記における登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたものとする。）

(別記様式②)

仕様書等に関する質問書

商号又は名称

担当者名

電話番号

ファクシミリ

令和6年11月12日付けで入札公告のありました「福井ダム管理用発電所余剰電力売払」の仕様書等に関する質問書を提出します。

質問年月日 令和 年 月 日

	質問事項
1	
2	
3	

(注)ファクシミリ又は電子メール送信後、電話により受信について確認をすること。

- ・電話番号 0884-24-4213
- ・ファクシミリ 0884-24-4654
- ・メールアドレス nanbu_ks_a@pref.tokushima.lg.jp

入 札 書

入札金額

拾	万	千	百	拾	円	拾	銭

入札物件

福井ダム管理用発電所余剰電力売払

入札保証金

免除

上記の金額で受給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和６年１２月１６日

住 所

氏 名

徳島県南部総合県民局長 殿

入札書記載例

入札当日は、本人確認ができる顔写真入りの身分証（運転免許証、社員証等）を持参して下さい。

■ 代表者本人が入札するとき

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札物件	〇〇〇〇 一式
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和6年12月16日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1
氏名	徳島 太郎
徳島県南部総合県民局長 殿	

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
(押印の有無は問わない)
役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

■ 代理人が入札するとき

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札物件	〇〇〇〇 一式
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1
氏名	徳島 太郎
代理人	住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎
徳島県南部総合県民局長 殿	

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可
代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること
(押印の有無は問わない)

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

<記載例（入札者本人が入札するとき）>

入 札 書

入札金額	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
				¥	3	2	1	0

入札物件 福井ダム管理用発電所余剰電力売払

入札保証金 免除

上記の金額で受給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和6年12月16日

住 所 徳島県徳島市万代町1－1

氏 名 徳島県庁株式会社
役職名 徳島 太郎

徳島県南部総合県民局長 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県南部総合県民局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県が令和6年12月16日に執行する

『福井ダム管理用発電所余剰電力売払』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県南部総合県民局長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 役職名 徳島 太郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名（支社・支店名等）
を記載することでも可です。
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

受任者 住 所 ○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 6 年 1 2 月 1 6 日に執行する

『福井ダム管理用発電所余剰電力売払』の入札に関する一切の権限を委任します。

福井ダム管理用発電所余剰電力売払仕様書

1. 件名
福井ダム管理用発電所余剰電力売払

2. 余剰電力発生見込み量
契約期間内の全量（約 2 6 4, 0 0 0 k Wh）
（発電実績（過去 5 年間の余剰電力量）の平均値）

※契約期間内の余剰電力が余剰電力発生見込み量に比べ過不足がある場合であっても、発注者は余剰電力を全量売払し、受注者は全量購入するものとする。また、発注者の施設の運転状況により余剰電力量が変動し、予定電力量を下回る場合があっても、発注者は予定電力量に拘束されるものではなく、当該差量について売払義務を負わず、何らかの責任を負うものではないものとする。

3. 履行場所
徳島県阿南市福井町鉦打
福井ダム管理用発電所

4. 契約期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分まで
（電力の受給開始は、令和 7 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分からとする。）

5. 受給地点
四国電力送配電株式会社の高圧引込線と発電所構内柱に設置した県の区分開閉器（P A S）の電源側接続点（連系にかかる自動検針装置等（接続検討申込）は既に設置しています。）

6. 接続電力系統
四国電力送配電株式会社

7. 電気方式
交流 3 相 3 線式

8. 発電設備概要

（1）最大出力	9 9 k W
（2）常時出力	0 k W
（3）最大使用水量	0 . 7 m ³ / s
（4）最大有効落差	2 0 . 2 m
（5）水車形式	横軸単輪クロスフロー水車
（6）発電機形式	横軸三相交流同期発電機
（7）周波数	6 0 H z
（8）標準電圧	6 , 6 0 0 V
（9）標準力率	9 5 %

9. 非化石価値
福井ダムは、小規模卒 FIT 電源であり、売払対象電力には非化石価値が含まれる。
非 FIT 非化石証書の発行手続き及び取得については受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。

10. 発電側課金
発電側課金は発電者の負担とする。
支払い方法等の詳細については、発注者と受注者の協議により決定する。

発電実績(過去5年間の余剰電力量)

(単位: kWh)

	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
4月	14,001	29,903	41,703	—	28,551	28,540
5月	33,806	19,851	40,439	—	44,242	34,585
6月	40,674	35,781	42,215	—	33,632	38,076
7月	46,326	43,097	41,221	29,043	30,967	38,131
8月	36,728	21,721	37,267	23,884	29,085	29,737
9月	27,104	30,381	40,412	38,879	10,023	29,360
10月	36,394	40,207	12,049	24,304	9,946	24,580
11月	12,430	27,100	1,078	9,701	2	10,062
12月	10,407	2,457	6,142	11,051	0	6,011
1月	22,325	0	0	0	0	4,465
2月	26,624	3,761	578	0	0	6,193
3月	26,154	20,253	1,302	10,648	13,286	14,329
合計	332,973	274,512	264,406	147,510	199,734	264,067
過去5年間平均		264,067				

※令和4年4月から6月途中までは、工事により発電していないため、4月から6月の平均値は過去4年間の平均としております。

なお、現時点では令和7年度に発電をとめる工事の予定はありません。

R6年4月～9月発電実績(余剰電力量)

	令和6年度
4月	11,559
5月	12,027
6月	11,426
7月	10,941
8月	17,579
9月	24,820
合計	88,352

(案) 契 約 書

徳島県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、福井ダム管理用発電所余剰電力売払に関し次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 この契約の内容は、次に掲げるもののほか、別添の「福井ダム管理用発電所余剰電力売払仕様書」のとおりとする。

- （1）件 名 福井ダム管理用発電所余剰電力売払
- （2）売払場所 徳島県阿南市福井町鉦打
福井ダム管理用発電所
- （3）契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- （4）売払期間 令和7年4月1日0時00分から
令和8年3月31日24時00分まで

（契約単価）

第2条 契約単価（非化石価値を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

契約単価（1 kWh 当たり税抜き） 〇〇〇円〇〇銭

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（保安責任分界点）

第5条 保安責任分界点は、別添の「福井ダム管理用発電所余剰電力売払仕様書」に定める受給地点に同じとし、それから発注者側は発注者が、受注者側は配電路を保持する四国電力送配電株式会社がそれぞれ保安の責めを負う。

（財産分界点および管理補修）

第6条 電気工作物の財産分界点は、前条の保安責任分界点と同一とし、この分界点より発注者側は発注者が、また受注者側は配電路を保持する四国電力送配電株式会社がそれぞれ管理補修する。

(電力受給上の協力)

第7条 発注者は、この電力受給を円滑に行うため、電圧及び周波数を正常な値に保たなければならない。

(発電設備の運転等)

第8条 発注者および受注者は、発電設備の運転（附属設備の運転操作を含む。）点検および保守の具体的運用は、別に定めるところによる。

2 連系運転上の理由で発注者の発電設備に新たな設備の設置が必要となったときは、発注者と受注者が協議するものとする。

3 発注者の発電設備が連系されている四国電力送配電株式会社の配電線が停電したときは、発注者は速やかに発電設備の遮断機を自動遮断し、再投入は、発注者と四国電力送配電株式会社が確認して行うものとする。

(送電時間)

第9条 発注者は、受給可能日において時間を問わず送電を行うことができるものとする。ただし、発注者又は四国電力送配電株式会社の電気工作物の点検または補修を必要とする場合、その他運用上または保安上の必要がある場合は、発注者又は四国電力送配電株式会社の予告に基づき、送電の停止または制限を行うものとする。

(余剰電力売払の中止又は制限)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売払を中止又は制限できるものとする。

(1) 発注者が四国電力送配電株式会社の事故、工事、点検又は補修により電力を供給できない場合。

(2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合。

(3) その他保安上の必要がある場合。

2 受注者は、四国電力送配電株式会社の電気工作物の事故、工事、点検又は補修により電力を購入できない場合、当該事象が発生している期間に限り、余剰電力の購入を一時中止できるものとする。

(受給電力および受給電力量の計量)

第11条 毎月の受給電力量の計量は、四国電力送配電株式会社が設置し、四国電力送配電株式会社が確認した送電用電力量計（以下「電力量計」という。）により行うものとする。

2 電力量計の検針は、原則として毎月末日の値を速やかに受注者から発注者に通知し確認を受けるものとする。

3 受注者は、計量装置に故障を生じた場合、または計量装置を再検定のためとりはずす場合は、直ちにこれを発注者に通知するものとし、当該期間内における受給電力量は、その都度発注者、受注者が協議して決定する。

4 電力量計の交換等に係わる費用は、発注者が負担するものとする。

(受給電力料金)

第12条 受注者が受給した電力の料金（以下「受給電力料金」という。）は、前条により算定した受給電力量に第2条に定める契約単価を乗じて得た額に、第14条に定める消費税等相当額を加算したものとする。ただし、受給電力料金の単位は円とし、円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(電力料金の支払および延滞金)

第13条 受注者は、前条により計算した受給電力料金を月毎に発注者の発行する納入通知書により支払うものとする。

2 受注者は、発注者の定める納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を合わせて納付しなければならない。

(消費税等相当額)

第14条 この契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は円とし、その端数は切り捨てるものとする。

(記録)

第15条 発注者は受注者と協議して定めた様式による電力受給日誌を備え、電力受給に関する事項を明確に記録し、別に定める日までにその写しを受注者に送付する。

(電気工作物の調査)

第16条 発注者および受注者は、この契約に基づく電力受給に必要な範囲において、それぞれ関係電気工作物を随時調査することができる。

(発電バランシンググループの設定)

第17条 発注者の発電設備は、受注者が、託送供給等約款に基づき設定する発電バランシンググループに属するものとし、受注者は、発電計画の作成等託送供給等約款に基づく手続きを行うものとする。なお、受注者が当該手続きを行うにあたり、発注者は可能な限り協力するものとする。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定受給電力量に第2条に定める契約単価を乗じて得た額に第14条に定める消費税等相当額を加算した額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、受注者に賠償を請求することができる。

4 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約の変更)

第20条 天災地変その他の理由により、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、発注者と受注者とが協議の上契約の内容を変更することができる。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 徳島県
徳島県南部総合県民局長 ○○○○○○

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○